

委員会活動報告

9月7日の本会議で付託された議案等について、総務委員会（9月10日）、産業建設委員会（9月11日）、教育厚生委員会（9月12日）、予算審査特別委員会（9月14日）を開き、審査しましたので、その概要をお知らせします。

総務委員会



付託された議案1件を審査しました。

○第34号議案
島原市の長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、市議会議員選挙において選挙運動のために使用するビラの作成を公営とするため、この条例を改正しようとするもの。

質疑 ビラを配る期間とはがきを出す期間は何日間なのか。

答弁 ビラを配る期間は告示日から選挙期日の前日までで、はがきについても同様である。市議会議員選挙の場合、6日間となる。

質疑 期日前投票をする人が多く、今後はその割合が高くなると思う。期日前投票をした人にビラやはがきを渡すこともあり、無駄な部分も出てくるのではないかと。ビラやはがきの効果は何なのか。

答弁 改正の趣旨は、有権者が知る機会の拡大のため候補者が掲げる政策をビラで頒布することの必要性があると明記されている。市長選挙と等しく議会、会派が候補者の公約等を掲げるマニフェストの普及にも生かされ、旧来の選挙とは違った形で政策による候補者選択を明確にする選挙がこれから進んでいくのではないかと思っている。

質疑 ビラは告示後頒布ということだが、頒布方法はどのようなのか。

答弁 公職選挙法に定められており、新聞折り込みによる頒布、候補者の選挙事務所内における頒布、候補者の個人演説会の会場内における頒布、候補者の街頭演説の場所における頒布に限られている。

このほか、ビラのサイズの制限等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会



付託された議案3件を審査しました。

○第35号議案
公有水面埋立に関する意見について

公有水面埋立法の規定により、公有水面埋立に関して地元市長としての意見を求められたので、支障がない旨の意見を述べることにして、議会の議決を経ようとするもの。

質疑 この事業の期間はどれくらいか。用途が海岸保全施設用地となっているが、何か作る計画があるのか。

【答弁】 事業期間は平成30年度から35年度までである。用地は物揚げ場と聞いており箱物を作る予定はない。

【質疑】 地元漁協の同意はとれているのか。

【答弁】 漁協の組合員は231名だが、総会時において117名の出席でそのうち114名の賛成があったと聞いている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第40号議案
平成29年度島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額1億3313万6466円、歳出決算額1億2728万2375円、差し引き585万4091円の繰越決算。

【質疑】 ヒートポンプ方式により灯油から電気変わったが、光熱水費に変化はあったのか。また昨年、大臣表彰を受けたが、どれくらいCO2が削減されたのか。

【答弁】 昨年度の電気料金は約1890万円であり、ヒートポンプをす

る前の灯油代は約5600万円である。CO2の排出量は、導入前から比べると66%の減少となっている。

【質疑】 未収金の動きはあったのか。納付の見込みはあるのか。

【答弁】 一つ目が約2000万円、二つ目が約100万円、三つ目が約30万円の未収となっている。大変難しい問題であるので、今後も対応を考えていく。

【質疑】 未収金を防止する対策を早く作るべきである。未収がある程度の期間が過ぎたら供給停止するなど、条例や規則等の改正はできないのか。

【答弁】 現在、条例の中に使用料を滞納した場合に供給を停止する規定がないので、どのようなもので定められるのか弁護士に相談したい。また、温泉審議会にも諮り議論をいただき、方向性を見出していきたい。

このほか、工事分担金の見直し等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第42号議案
平成29年度島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算

地方公営企業法第32条第2項の規

定に基づき、決算に伴う剰余金を処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を受けようとするもの。

【質疑】 有明地区は耐震性のある新しい管になったが、その後の計画はどうなっているのか。

【答弁】 有明地区は簡易水道の統合事業と水質改善を事業内容に入れ、施設の新設等を行い、約31億円の事業を行った。現在、管路の更新率に有明町で約51%である。

【質疑】 漏水、給水温度の上昇は改善されたのか。

【答弁】 漏水修理で多いのが、本管から引き込んだところの給水管である。現在は、メーターまでの修理等をするようにしている。給水温度の上昇については、水が回るように配管を変えたり、バルブ操作をして水の流れを変えたりし対応している。安中地区については、ドレンなどで水を流しながら、水の流れを作り温度を下げている。

このほか、水道料金改定の際の収益の変化等についての質疑がなされ、採決の結果、原案可決及び認定することに決定しました。

教育厚生委員会



付託された議案3件を審査しました。

○第37号議案
平成30年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ986万7千円を追加し、予算の総額を70億851万9千円とするもの。

【質疑】 療養給付費交付金償還金の内容と財源について

【答弁】 国民健康保険事業の退職者医療制度では、健康保険組合などか

ら、拠出金として療養給付費交付金をいただいているが、平成29年度分の療養給付費交付金を精査したところ、返還する必要があるため計上しているもので、国民健康保険事業特別会計の一般財源から返納するものである。

質疑 返納するということは、想定したよりも医療費が抑えられたのか。

答弁 療養給付費交付金などを財源とする退職者医療制度が平成27年3月末で廃止され、現在は経過措置として資格が継続されている状況で平成27年4月以降は退職者医療制度に新たに加入される方はいないので、該当者が年々減っていることから医療費も減ってきている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第39号議案

平成29年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額82億4546万4418円、歳出決算額81億9025万1127円、差し引き5521万3291円の繰越決算。

質疑 歳入の一般会計繰入金について、市が負担する部分には交付税措置がとられているという解釈でいいのか。

答弁 一般会計繰入金は、保険基金安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援助事業繰入金、その他一般会計繰入金の5項目に区分している。そのうち、保険基金安定繰入金から財政安定化支援助事業繰入金までは法定の繰り入れとなり、市が負担する部分には交付税措置がある。ただ、その他一般会計繰入金については、国保財政の厳しい状況があるので、一般会計から一般財源を持ち出し、法定外の繰り入れとして、国保会計に繰り入れている。

このほか、都道府県化による国保事業の今後の見通し等についての質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

○第41号議案

平成29年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を受けようとするもの。

歳入決算額6億1552万3236円、歳出決算額6億404万8505円、差し引き1147万4731円の繰越決算。

質疑 後期高齢者医療保険料の徴収状況については。

答弁 平成29年度で、被保険者が8157人おり、年金天引き等の特別徴収の方が6917人で約85%。残りの1240人で15%の方については、口座引落や納付書での納入という形である。

質疑 保険料の所得割や均等割について、軽減見直しが行われていると思うが、負担がふえている方の推移はどのようになっているか。

答弁 保険料の軽減見直しについて、例えば、所得割の軽減は、平成28年度に5割だった方が29年度は2割になり、30年度については廃止になる。また、社会保険などの被扶養者だった方の均等割の軽減は、28年度が9割、29年度が7割、30年度は5割となる。29年度決算では、所得割の影響がある方は860名で、均等割の影響がある方は694名。

このほか、後期高齢者医療保険料の推移の予測等についての質疑がなされ、採決の結果、認定することに決定しました。

予算審査特別委員会



付託された議案1件を審査しました。

○第36号議案 平成30年度島原市一般会計 補正予算（第4号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5881万円を追加し、予算の総額を259億49万6千円とするもの。

審査に当たっては、まず常任委員会を単位とする各所管の分科会からの審査報告を行い、その後、総括質疑を行いました。

質疑 教育文化振興事業団と人工芝グラウンドの指定管理料等返還金について、近年の推移はどうか。

答弁 事業団の指定管理料について、事務局費を除く委託料と指定管理料の合計は平成27年度が約2470万円、平成28年度が約1500万円、平成29年度が約1210万円であり、年々減少傾向である。

人工芝グラウンドについては、平成27年度が約156万円、平成28年度が約107万円、平成29年度が約148万円という推移である。

質疑 体育館、文化会館、トレーニングセンター、サッカーグラウンドなどそれぞれの施設の利用状況は向上しているのか。

答弁 事業団の所管している施設については、トータルで約3万人の利用者の増があり、事業収入については使用料の値上げ等もあるが、年間130万円くらい増加している。人工芝グラウンドの利用状況については、平成27年度は約8万5400人、平成28年度が約10万8千人、平成29年度が約10万7千人と10万人を超えている状況が続いている。使用料については、平成27年度と平成28年度を比べると約30万円ほど伸びており、平成28年度と平成29年度では約17万円、全体で伸びている状況である。

質疑 土木費の国庫補助金、社会資本整備総合交付金について、内容はどうか。

答弁 歳出で道路維持管理経費の測量及び設計業務委託料800万円と無電柱化事業補助金1千万円を計上している。これに対しての国からの補助金の額であり、測量及び設計業務委託料については、国からの内示が725万円となっており、その半分の362万5千円である。無電柱化補助金については1千万円の半分が国から補助があり、その合計額の862万5千円を計上している。

質疑 土地建物売払収入1億9390万円は東京学生寮の売却収入だと思うが、面積と坪単価、建物の解体費はどのくらいになったのか。

答弁 旧東京学生寮の売却に伴う収入で面積は498・28平方メートル、約150坪である。売却収入の坪単価は約130万円であった。今回、建物が建ったままの売却であり、購入業者が解体をやることになっており、建物の解体費用はわからない。

このほか、教育文化振興事業団の給与や労働環境の改善についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

9月定例会ではこんなことが決まりました

議案番号	件名	議決結果
報告第10号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告
第33号	専決処分の承認について(平成30年度島原市一般会計補正予算(第3号))	承認
第34号	島原市の長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第35号	公有水面埋立に関する意見について	原案可決
第36号	平成30年度島原市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
第37号	平成30年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第38号	平成29年度島原市一般会計歳入歳出決算	継続審査
第39号	平成29年度島原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	認定
第40号	平成29年度島原市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算	認定
第41号	平成29年度島原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認定
第42号	平成29年度島原市水道事業会計剰余金の処分及び決算	原案可決及び認定
第43号	人権擁護委員の候補者の推薦について(田浦文博氏)	同意
第44号	人権擁護委員の候補者の推薦について(永石一成氏)	同意
第45号	人権擁護委員の候補者の推薦について(下田恭子氏)	同意
	特別委員会の設置について	設置